

令和7(2025)年3月
我孫子市

1 計画策定の背景と目的

子どもや若者に関する政策について、平成 27（2015）年には子ども・子育て支援新制度が施行される等、子育て支援を急ピッチで進めてきましたが、少子化の進行は止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立と育児不安、虐待問題の深刻化等を招いています。

こうした子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和 5（2023）年 4 月にこども家庭庁が創設され、こども基本法の施行により、こども政策は新たな展開を迎えています。

我孫子市では、安心して子どもを産み育てることができ、のびのび成長していける環境を整えるため、平成 16（2004）年度に「第一次我孫子市子ども総合計画」を策定し、子どもの育ちや子育てに関する施策を総合的に推進してきました。「第四次我孫子市子ども総合計画」が令和 6（2024）年度末をもって終了することから、「第五次我孫子市こども総合計画」を策定します。

なお、こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」と定義され、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしていることから、本計画の名称は、こどもをひらがな表記とし、「第五次我孫子市こども総合計画」とします。

2 計画の期間と性格・位置づけ

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

本計画は、市のまちづくりの基本となる「我孫子市総合計画」に則して定める「我孫子市健康福祉総合計画」の下位計画として位置づけられる市の子ども・子育てに係る総合計画です。

本計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置づけます。

- ・こども基本法に基づく…市町村こども計画 **新**
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく…地域行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく…市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・放課後児童対策パッケージに基づく…放課後児童対策推進のための行動計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく…市町村子ども・若者計画 **新**
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律…市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画 **新**
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく…自立促進計画 **新**

3 計画の対象

本計画の対象の中心は、こども基本法におけるこども（心身の発達過程にある者）とします。

さらに、妊産婦の健康や安心して子どもを出産し、子育てできる環境を整えることは、子どもの成長にとって重要であるため、妊産婦や子育てを行う家庭・保護者も対象に含みます。

4 計画の策定体制

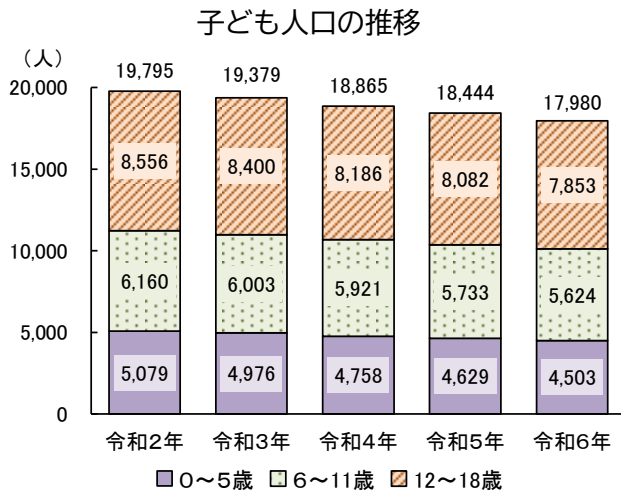
本計画の策定にあたって、子ども・子育てに関するアンケート調査、子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査、子ども本人（小学 5 年生、中学 2 年生）と保護者を対象にした意識調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、本計画（案）のパブリックコメントを実施する際に、こども基本法の基本理念に基づき、「子ども向けのやさしい概要版」を作成し、子どもや若者の意見も募集しました。

5 我孫子市の子どもの状況

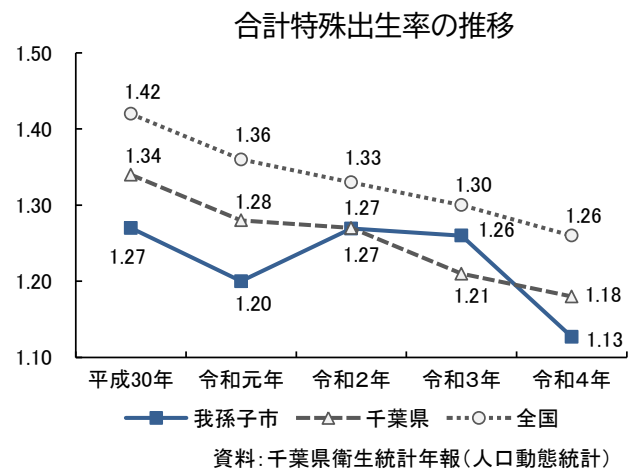
・子ども人口の推移

本市の子ども人口は、就学前の年代の0～5歳、小学生の年代の6～11歳、中学生・高校生の年代の12～18歳、いずれも減少傾向にあります。



・合計特殊出生率の状況

15歳から49歳の女性の出生率を足し合わせた合計特殊出生率は、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら、令和4（2022）年に1.13まで減少し、国（1.26）・県（1.18）を下回ります。



6 計画の基本理念

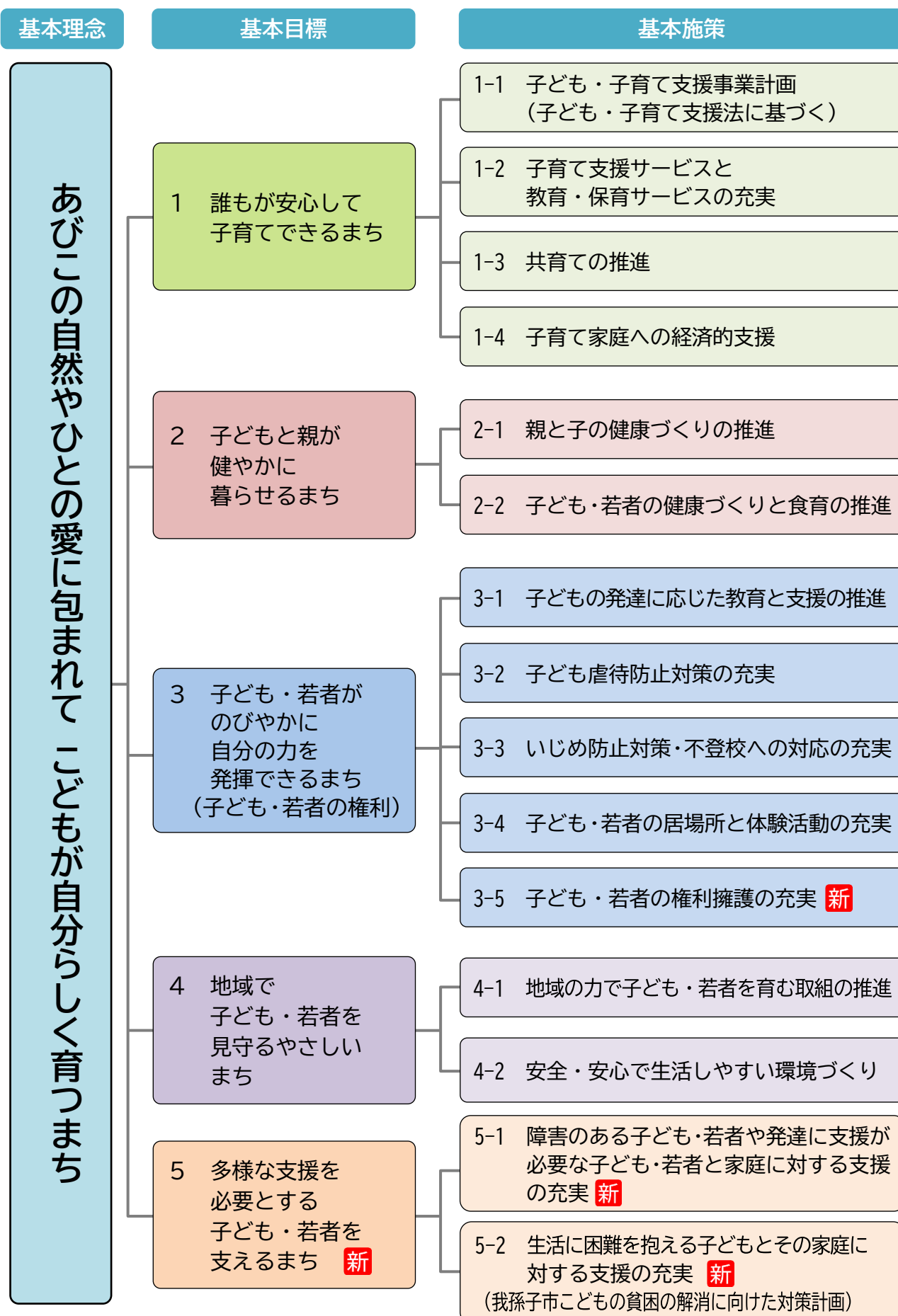
あびこの自然やひとの愛に包まれて こどもが自分らしく育つまち

《基本理念に込められた思い》

我孫子市には、手賀沼をはじめとした自然や文化遺産が豊富にあります。これら豊かな自然や文化、地域の人たち、先生、家族の愛に包まれながら、こどもがその子らしく成長できるまちを目指します。また、我孫子の自然や人のやさしさで育ったこどもが、自然の生き物や友だちに慈しみの心を持ち、健康な心と体で、ふるさと「我孫子」を自慢できるように、より豊かな環境の子育てしやすいまちを目指します。

●計画が目指す成果指標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備 考
我孫子市は子育てしやすいまちだと思う人の割合	79.1%	増加	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)



8 施策の展開

基本目標1 誰もが安心して子育てできるまち

1-1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）

- 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度における「量の見込み」と「確保方策」を定めます。（本誌9～11ページ参照）

1-2 子育て支援サービスと教育・保育サービスの充実

- 共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う保育ニーズの変化に対応するため、保育園の待機児童については、引き続きゼロを堅持し、子育ての負担感や孤立感を和らげられるよう、子育てについて学んだり、喜びや悩みを共有したりすることができる交流の機会を設けます。

1-3 共育での推進

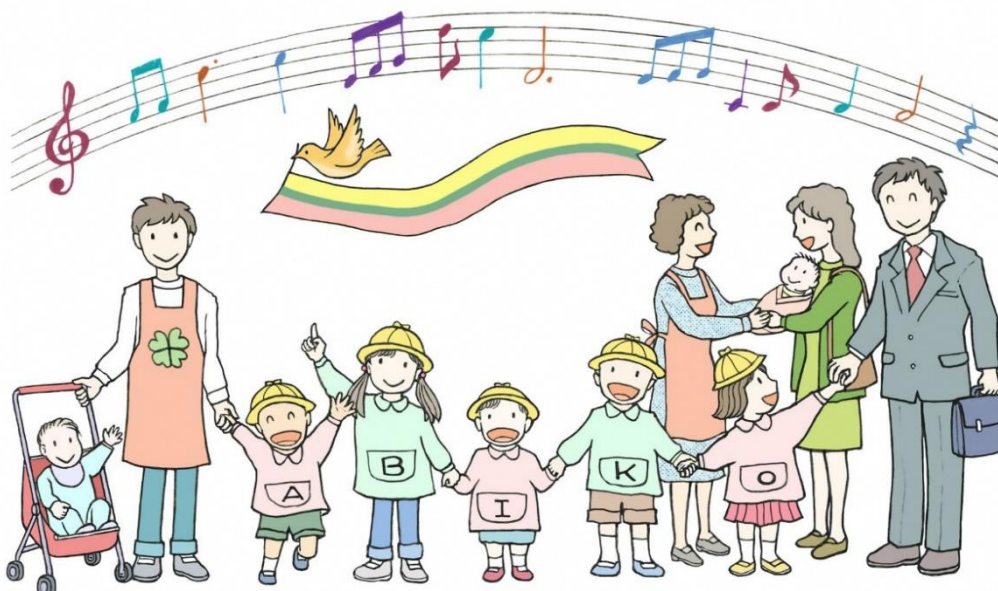
- 子育て家庭においても共働きが増加しており、男女共同参画の視点に立ち、共働き・共育を支える意識醸成に努めます。

1-4 子育て家庭への経済的支援

- 子育て家庭の経済的負担を軽減し、学校給食費の補助や児童手当の支給等、子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や各種助成を実施していきます。

●計画が目指す成果指標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備 考
子育てが楽しいと思う人の割合	92.4%	増加	アンケート調査 (意識調査・保護者)



基本目標2 子どもと親が健やかに暮らせるまち

2-1 親と子の健康づくりの推進

- 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、孤立を防ぎます。また、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、関係機関と連携を図り、必要に応じて早期支援へとつなげます。

2-2 子ども・若者の健康づくりと食育の推進

- 子ども・若者の健全な育成を推進するため、各種健康診査やがん検診等を実施するとともに、児童生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、食育の指導やがん教育等を推進します。



●計画が目指す成果指標

指 標	現 状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備 考
お子さんの健康状態が良いと回答した割合	88.4%	増加	アンケート調査 (意識調査・保護者)

基本目標3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち(子ども・若者の権利)

3-1 子どもの発達に応じた教育と支援の推進

- 子どもがのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、幼保小連携や小中一貫教育を通じて、幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を育む教育内容・方法の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進します。

3-2 子ども虐待防止対策の充実

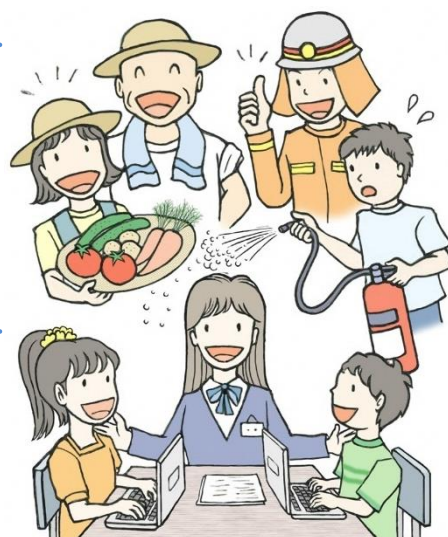
- 子どもの虐待対応等の支援が必要な家庭に対し、各機関の連携と機能の強化を図ります。子ども虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに係る様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

3-3 いじめ防止対策・不登校への対応の充実

- 学校と保護者、地域、その他の関係機関が連携を強化し、一丸となって、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進します。一人ひとりの子どもに合った教育のあり方を考え、校内教育支援センターの設置を進める等、多様な学びの場の確保に努めます。

3-4 子ども・若者の居場所と体験活動の充実

- 子ども・若者の能力や可能性を伸ばし、これからの社会を生き抜く力を培うために、様々な体験や活動の場、地域の人々との交流の機会を提供し、子ども・若者の居場所づくりに取り組みます。



3-5 子ども・若者の権利擁護の充実 新

- 子ども・若者が社会に関心を持ち、参画して、意見を表明できる機会を確保するとともに、子ども・若者の悩みや不安を受け止めることができる体制を整え、子ども・若者の課題解決に向けた支援を進めます。

●計画が目指す成果指標

指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
自分のことが好きだと思ふ人の割合	61.1%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)

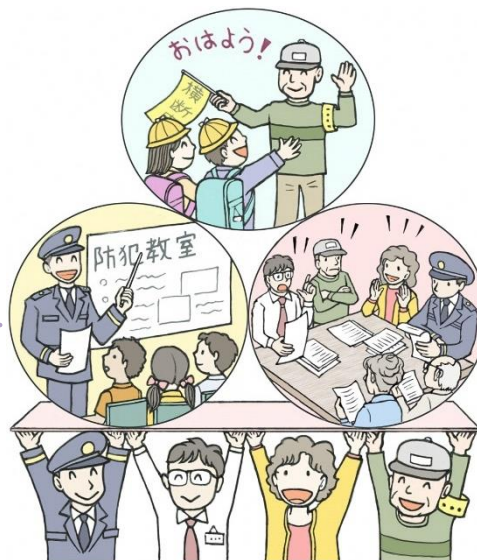
基本目標4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち

4-1 地域の力で子ども・若者を育む取組の推進

- 子どもと子育て家庭が安全に、安心して暮らすためには、身近な地域で見守られ、支えられる環境が必要です。学校支援ボランティアや子育てサポーター等の地域の担い手を増やすとともに、地域の人や団体等が子どもや子育て支援に関われるよう、地域との連携を推進していきます。

4-2 安全・安心で生活しやすい環境づくり

- 警察、学校、PTA、自治会、地域の防犯ボランティア等が連携し、地域防犯の意識の向上を図り、子ども・若者が事故や事件に巻き込まれるのを未然に防ぐ環境を整えていきます。また、道路や公園、公共施設等についてはバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインの視点に基づくやさしいまちづくりを推進します。



●計画が目指す成果指標

指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
子育てについてサポートできると思ふこと「特になし」と回答した割合	28.7%	減少	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)

基本目標5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち 新

5-1 障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者と家庭に対する支援の充実 新

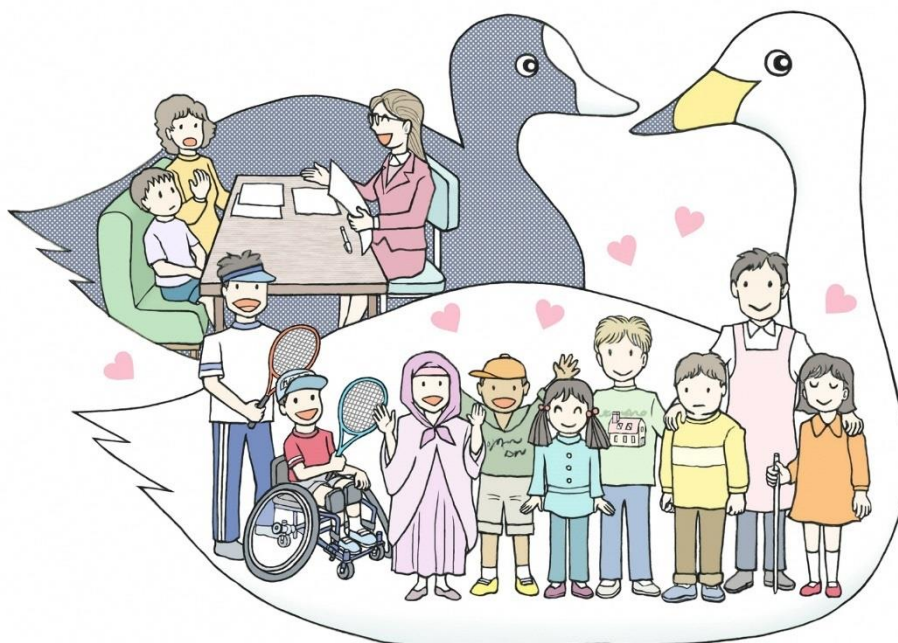
- 障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者とその家庭を支援していくためには、一人ひとりのニーズに沿った乳幼児期から就学、就労までの切れ目のない一貫した支援体制を構築し、適切に支援していくことが必要です。
- 多様化する相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関や学校と連携し、障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者が自立して地域生活が送れるよう支援していきます。
- 言葉、文化、生活習慣の違い等により、孤立しがちな外国にルーツを持つ子ども・家庭が安心して生活できるよう、多言語による情報提供や多言語での相談体制の充実に取り組みます。

5-2 生活に困難を抱える子どもとその家庭に対する支援の充実 新 (我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

- 子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活等子どもへの支援だけではなく、保護者への就労支援や経済的支援に取り組みます。すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、心身ともに健やかに育つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

●計画が目指す成果指標

指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
相談相手がない人の割合	13.2%	減少	アンケート調査 (ニーズ調査)

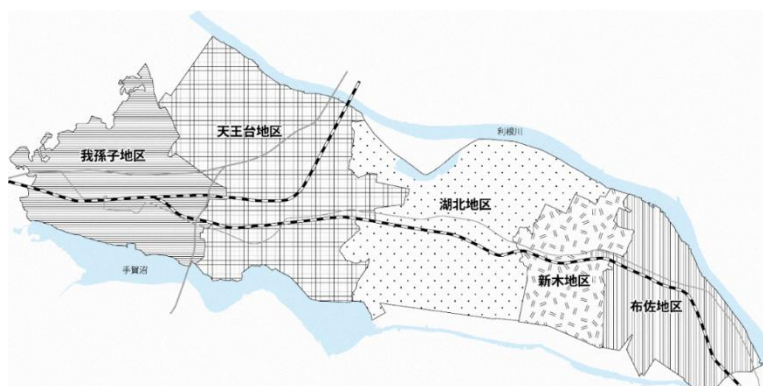


9 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、それに対応する確保方策の内容及び実施時期等を定めるものです。現在の事業の利用状況、令和 5（2023）年度に実施した市民調査における潜在的な利用意向、今後の動向等を踏まえ、令和 7（2025）年度から 5 年間の「量の見込み」と「確保方策」を算出しています。

1 提供区域

将来像を示す我孫子市基本構想の「地区別構想」に即し、5 地区（我孫子地区・天王台地区・湖北地区・新木地区・布佐地区）を圏域として設定し、地区別の教育・保育の定員と確保方策を設定します。なお、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質上、全域を 1 圏域として設定するものとします。



2 教育・保育給付のための認定区分

保育園や認定こども園等を利用する場合、年齢や保育の必要性、必要量に応じて教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定区分については次のとおりです。

教育保育給付認定区分	年齢要件・保育の必要性の有無	利用できる施設等
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で認定こども園での教育を利用する子ども	認定こども園
2号認定(3～5歳) (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労等により保育園・認定こども園での保育を利用する子ども	保育園 認定こども園
3号認定(0～2歳) (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労等により保育園・認定こども園・小規模保育事業所での保育を利用する子ども	保育園 認定こども園 (幼保連携型) 小規模保育事業所

3 教育・保育の量見込みと確保方策

・教育・保育量の見込みと確保方策（全域）

現状と実績を踏まえ、各認定区分に応じた入園児童数の量の見込みと確保方策を定めました。

単位：人

		令和 7 年度						令和 11 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳		教育を 希望	左記 以外	0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）		2,394			655	680	759	2,329			631	655	733
量の見込み（A）		658	493	1,243	242	401	435	640	481	1,208	246	417	452
		確保量						確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	632	134	1,333	179	302	351	632	134	1,333	179	302	351
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	377	493	0	0	0	0	389	481	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	12	22	23	0	0	0	12	22	23
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,009	627	1,333	193	326	376	1,021	615	1,333	193	326	376
過不足・充足(C)=(B)-(A)		351	134	90	△49	△75	△59	381	134	125	△53	△91	△76
		当該年度までに新たに確保する量						当該年度までに新たに確保する量					
定員の弾力化による確保量(D)		0	0	182	65	120	137	0	0	182	65	120	137
確保後の過不足・充足(C)+(D)		351	134	272	16	45	78	381	134	307	12	29	61

・こども誰でも通園制度 新

保育園等に通っていない0歳6か月から3歳未満の子どもを対象に、保育園や認定こども園・幼稚園等で月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず預かりを行う制度です。事業は、令和8年度からスタートします。

単位：人日

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	量の見込み	—	23	23	23	22
	確保方策	—	23	23	23	22
1 歳児	量の見込み	—	16	15	15	14
	確保方策	—	16	15	15	14
2 歳児	量の見込み	—	18	18	17	16
	確保方策	—	18	18	17	16

・地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策

			令和7年度	令和 11 年度
利用者支援事業	基本型・特定型・こども家庭センター型（箇所）	量の見込み	6	6
		確保方策	6	6
	妊婦等包括相談支援事業型 面談実施回数（回） 新	量の見込み	1,417	1,402
		確保方策	1,417	1,402
地域子育て支援拠点事業（人（延べ利用人数））		量の見込み	36,566	35,125
		確保方策	36,566	35,125
妊婦健康診査事業	年間受診対象者数（人）	量の見込み	644	626
	年間健診延べ回数（回）	量の見込み	7,985	7,762
		確保方策（実施体制）	実施場所：県内契約医療機関・県外契約医療機関 契約外医療機関の場合は、申請により償還払い 検査項目：診察・計測・血圧、尿化学検査、血液型、梅毒血清反応検査、貧血、血糖、不規則抗体、B型肝炎、風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌	
乳児家庭全戸訪問事業 年間訪問人数（人）		量の見込み	655	631
		確保方策（実施体制）	実施体制：19人 実施機関：健康づくり支援課（保健センター）、個別委託	
産後ケア事業 利用日数（日） 新		量の見込み	371	358
		確保方策	371	358
養育支援訪問事業（世帯）		量の見込み	14	14
		確保方策	14	14
子育て世帯訪問支援事業（世帯） 新		量の見込み	27	27
		確保方策	27	27
子育て短期支援事業（人）		量の見込み	35	35
		確保方策	35	35
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（人）		量の見込み	2,444	2,385
		確保方策	2,444	2,385
一時預かり事業	在園児対象（人）	量の見込み	27,054	26,395
		確保方策	27,054	26,395
	在園児以外対象（人）	量の見込み	1,473	1,444
		確保方策	1,473	1,444
時間外保育事業（人）		量の見込み	7,440	7,284
		確保方策	7,440	7,284
病児保育事業（人）		量の見込み	88	86
		確保方策	88	86
放課後児童健全育成事業 学童保育室（人）		量の見込み	1,029	946
		確保方策	1,035	1,035

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、適宜実施していきます。

10 計画の推進に向けて

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

11 子ども・若者・子育て当事者等からの意見聴取について **新**

こども基本法には、第3条において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

本市でも、それぞれの施策の目的等を踏まえ、子ども・若者や子育て当事者からの意見聴取を推進し、施策への反映やフィードバックの方法を検討します。



第五次我孫子市こども総合計画 概要版
令和7（2025）年3月

発 行：我孫子市役所子ども部子ども支援課
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地
電話 04-7185-1111
HP <https://www.city.abiko.chiba.jp/>



我孫子市こども総合計画

検 索